

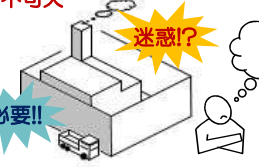
さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例の制定について

現状と課題

産業廃棄物処理施設設置の課題

産業廃棄物処理施設は**必要不可欠**

循環型社会を形成し、
社会の健全な発展を
維持するため
必要不可欠な施設



産業廃棄物処理施設は**迷惑施設**

迷惑!?
心配
疑問
・周辺環境を破壊されるのでは?
・どんな施設ができるのかわからない。
廃棄物処理施設
設置計画
忌避感情を抱く
住民とのトラブル
他自治体では訴訟に発展するケースも!

本市における許可事前協議手続

さいたま市産業廃棄物処理業に関する許可の手続等を定める要領



本市の事前協議制度の問題点

- ・住民同意が事実上の許可要件になっている?
- ・自治法では義務を課すには条例によらなければならぬとされている(第14条第2項)
- ・違法な行政指導に対する規制の強化(行政手続法改正【平成27年4月施行】)
- ・事業計画に係る周辺住民への情報提供が不十分
- ・周辺住民の意見を反映する機会が不十分

同意に対する国の見解(平成9年環境省通知)
産廃処理施設等の許可は羁束(きそく)行為※であり、同意を事実上の許可要件とする等の法規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うこと。
※ 許可要件に適合する場合には、必ず許可しなければならない。⇒ 許可権者に裁量権はない。
同意制度の見直しが必要

条例の必要性

不透明な要綱行政 → → → 公明正大な条例に基づく行政

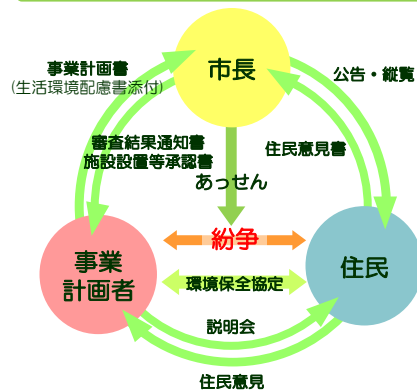
条例の目的

産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議手続の透明性を確保し、住民と事業計画者の相互理解を促進することにより、紛争の予防及び調整を図るとともに、市民の良好な生活環境を確保する。

相互理解を促進するための新制度

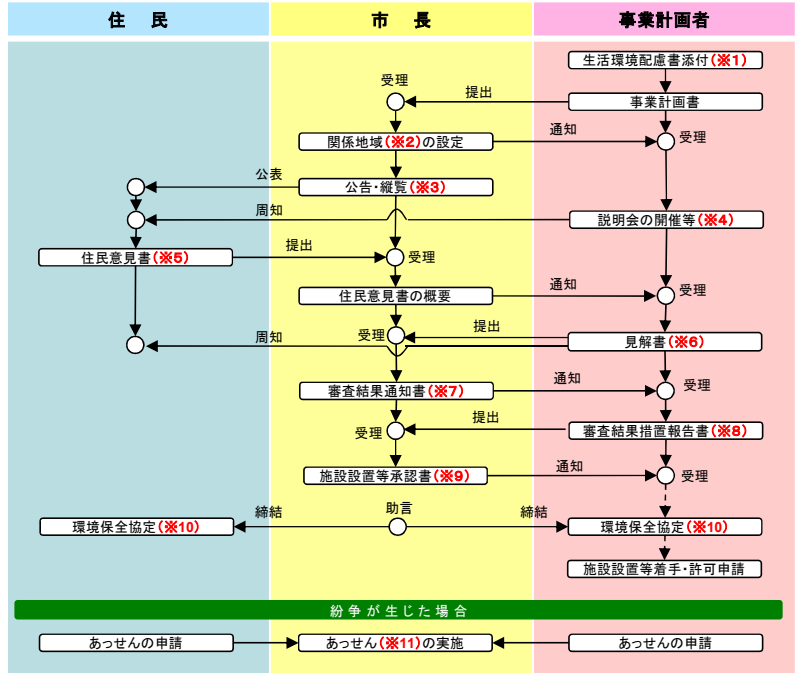
- 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議
 - ▶ 市長による事業計画書等の公開(公告・縦覧)
 - ▶ 生活環境配慮書
 - ▶ 事業計画者による計画の周知(説明会等)
 - ▶ 事業計画への住民意見の反映(住民意見書)
 - ▶ 環境保全協定
 - ▶ 市長による紛争時の意見調整(あっせん)
- 施設設置後の取り組み
 - ▶ 環境コミュニケーションの実施

新しい事前協議制度のイメージ



条例の内容

事前協議手続きフロー



- ※1 **生活環境配慮書**: 事業計画者は、簡易な生活環境影響調査を実施し、その結果を事業計画書に添付する。
- 2 **関係地域**: 市長は、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある地域を定める。
- 3 **公告・縦覧**: 市長は、事業計画書等を広く一般に公表する。
- 4 **説明会の開催等**: 事業計画者は、関係住民等(関係地域内に居住する住民等)に対し、事業計画の内容を周知する。
- 5 **住民意見書**: 市長は、住民意見書等を勸奨し、事業計画書について審査し、その結果を通知する。
- 6 **見解書**: 事業計画者は、意見書に対する見解書を市長に提出し、関係住民等に周知する。
- 7 **審査結果通知書**: 市長は、住民意見書等を勸奨し、事業計画書について審査し、その結果を通知する。
- 8 **審査結果措置報告書**: 事業計画者は、審査結果通知書に対して必要な措置を講じ、その内容を市長に報告する。
- 9 **施設設置等承認書**: 事業計画者は、施設の設置等に着手する前までに市長の承認を受けなければならない。
- 10 **環境保全協定**: 事業計画者は、必要に応じて関係住民等と環境保全協定を締結する。
- 11 **あっせん**: 市長は、関係住民等と事業計画者の間に紛争が生じた場合は、あっせんを行う。

環境コミュニケーション

産業廃棄物処理施設設置者は、周辺住民に対し、その施設を公開するよう努め、環境保全対策に関する情報その他周辺住民が必要とする情報を積極的に提供することにより、周辺住民との相互理解を深めること(環境コミュニケーション)に努めるものとする。

さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例の制定について

他自治体の条例制定状況

■ 全国の条例制定状況

	都道府県	政令指定都市 中核市等	計
産業廃棄物行政所管自治体数	47	66	113
条例で事前協議制度を制定している自治体数	15	19	34
条例であっせん制度を規定している自治体数	4	8	12

条例制定率 : 30%
 あっせん制度制定率 : 11%

<条例制定自治体>

北海道、岩手県、宮城県、茨城県、長野県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、福岡県、大分県、盛岡市、川越市、長野市、静岡市、浜松市、名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、大津市、大阪市、堺市、高槻市、豊中市、東大阪市、和歌山市、西宮市、岡山市、久留米市

<上記のうち、あっせん制度のある自治体>

岐阜県、兵庫県、鳥取県、福岡県
 川越市、浜松市、豊田市、豊橋市、岡崎市、大津市、西宮市、久留米市

■ 九都県市内の条例制定状況

産業廃棄物行政所管自治体	条例制定状況
埼玉県	△ : 検討中
川越市	○ : 制定済み (H19.3)
越谷市 (H27.4中核市)	○ : 制定済み (H26.12)

※ 九都県市内においては、川越市及び越谷市が制定済み

産業廃棄物処理業新規又は変更許可件数

■ 平成14年4月(埼玉県からの事務移譲)～平成26年12月までの許可件数

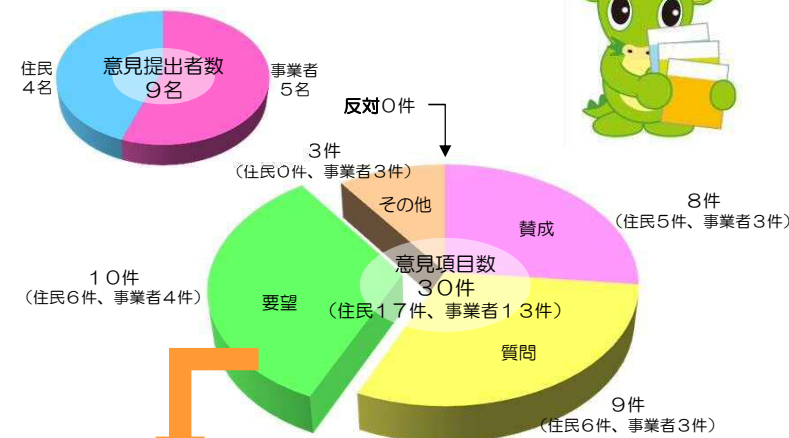
許可の区分	新規許可件数	変更許可件数	合計
産業廃棄物収集運搬業(積替え保管施設あり)	7	7	14
特別産業廃棄物収集運搬業(積替え保管施設あり)	1	0	1
産業廃棄物処分業	18	7	25
特別管理産業廃棄物処分業	0	0	0
合計	26	14	40

パブリックコメント実施状況

■ 意見募集期間等

平成26年9月3日～平成26年10月2日
 (結果公表:平成27年1月30日)

■ 意見概要等



主要要望

【条例手続の対象範囲】

- 変更許可での住民説明会は不要としてほしい。
- 施設を改善する場合やリサイクル施設に関しては手続を緩和してほしい。

移動式施設の取扱いを明確にする必要がある。

【環境影響評価条例との関係】

環境影響評価手続と二重規制になるのではないかと。

【あっせん制度】

第三者による公平な判断が必要である。

要望に対する回答

【条例手続の対象範囲】

条例の対象事業は、原則、現行制度の要件を引継ぎますが、軽微な変更に関しては、一部緩和規定を設けるものとします。
 ⇒第2条

産業廃棄物の排出現場において必要な期間に限って設置する施設については、条例手続の対象外としました。
 ⇒第27条

【環境影響評価条例との関係】

環境影響評価条例の対象事業に関しては、事業計画者の負担とならぬよう、運用面で十分に配慮します。

【あっせん制度】

市長の諮問機関として、「産業廃棄物処理施設設置等調整委員会」を設置するものとしました。
 ⇒第21条

施行期日:平成27年7月1日